

本提出書類は、一部情報について、法人からの申出により非公開とすることについて相当の理由があると認められたため、一部非公開としております。

東京都生活文化スポーツ局

都民生活部

管理法人課

NPO法人担当

## 令和4年(2022年)度事業報告書

### 1 事業の成果

#### 相談支援活動

主に10代～20代の性的搾取やデジタル性暴力の被害にあわれた方の総合的な支援を行うべく、アウトリーチ・相談支援・居場所提供と同時に、被害者の意思を確認し、刑事事件化できる場合は法執行機関と連携し被害回復に努めてきた。相談支援活動から見えてきた社会課題に対し、別事業としてアドボカシー活動（政策提言）を行ってきた。

4月1日から3月31日の新規相談人数は1,208人（暫定値）が寄せられた。新規相談月平均100件ほど寄せられ、2023年に入ってから3か月連続で120件を超えている。前年度の新規相談件数は642人。継続支援を含めると738人であった。前年度比1.87倍の新規相談者数であった。スタッフ31人（内、本委託事業は28人）という限られた人数で相談支援対応ができたことは、この事業に取り組むスタッフの熱意と努力によるところが大きい。

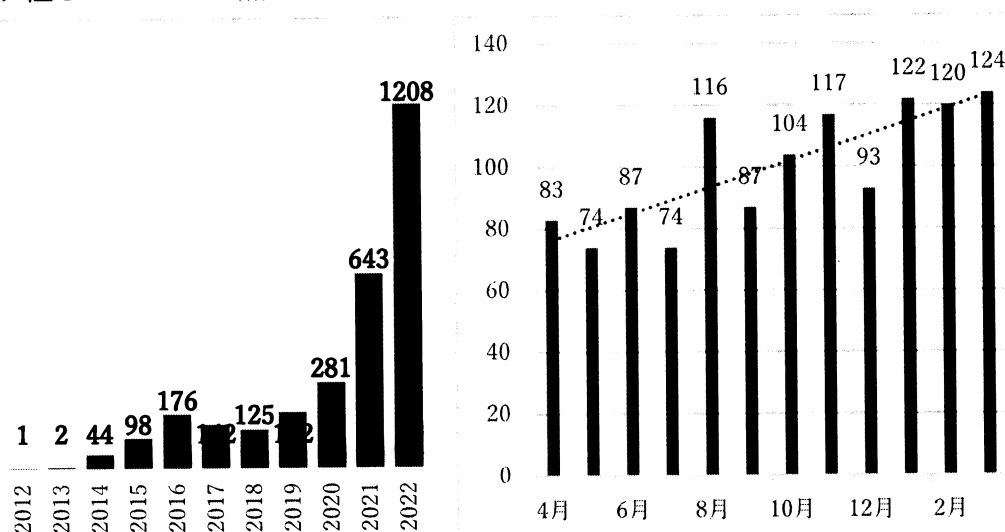


図1 新規相談件数（左図は年度毎、右図はR4年度の月計）

※点線は近似曲線

## セクストーション被害

最近の傾向としては、セクストーション被害相談が増加傾向にある。セクストーション (Sex(性)+Extortion(脅迫)) とは、性的なゆすり、性的脅しという意味であり、SNS などでも知り合った人物から、巧みな言葉で性的な画像や動画を送信させてから、性的な動画を知り合いにバラまくと脅してお金などを要求するなどがある。若年女性の被害では、SNS で性的な画像を送ったらお金をあげると言われて Instagram(インスタグラム)の DM で送ったところ、さらに性的な動画や自慰行為の動画を送らないと、Instagram で拡散すると脅された。

若年男性の被害では海外の言語交換アプリで知り合った海外の女性と Instagram のテレビ通話で話をしたところ、キミ体つきイイね、カラダ見せてよと言われ海外の人ってそうなんだと思い裸を見せたころ、その様子を録画していると言われて、Instagram のフォロワーにバラまかれたくなかったら、10 数万円振りこむように言われた。実際に振り込んでも、別のスマホにも録画しているということで繰り返しお金を請求されたなどの相談である。加害者が海外在住者ということもあり、海外から国内の若年層が狙われているものと考えられる。これは、特殊詐欺と同じ構造である。相談支援では警察への被害相談を進めているが、被害に遭われた方の多くは、加害をしてきた相手は海外の人だから警察に相談しても何もできないとあきらめてしまう方もいる。当団体に寄せられている被害相談は氷山の一角だと考える。

10月20日に、NCMEC(全米行方不明/被搾取児童センター)とオンラインミーティングをし、セクストーションの国際的動向として、男子児童もターゲットになっている指摘を受けた。他事業において今後のアウトリーチ活動にも取り入れていく必要性を感じた。

## AV 出演被害

今年度の AV 出演被害の新規相談件数は 128 件となり過去最高となった。6月23日に、AV 出演被害防止救済法が施行したことで、法律を適応できる事案も寄せられた。被害相談は全国から寄せられた。AV 出演被害防止救済法において、性行為映像制作物は、契約後 1 カ月は撮影できず、撮影後 4 カ月は公表できない「1 カ月・4 カ月ルール」がある。これによって、AV 出演被害防止・救済法の施行後に契約された AV 等の最短公表日が 2022 年 11 月 23 日となった。

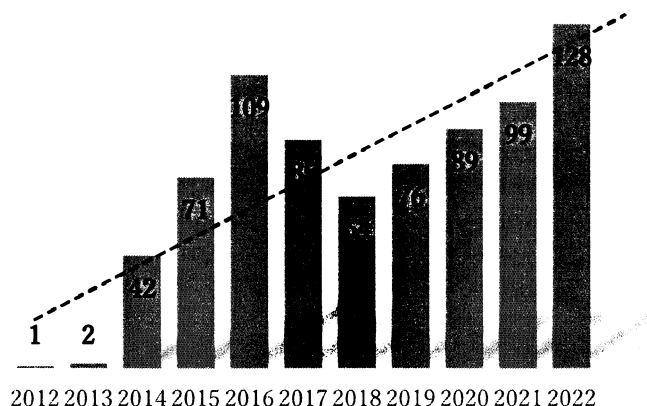


図2 AV出演被害新規相談件数

AV出演被害の相談は周囲に自身のAV出演を知られ、社会的不利益を被ることによって受けた人権侵害性に気づいて当団体に相談を寄せられる。販売されてから、拡散し被害者の身近な人に出演が知られるまでには、早くても1カ月以上の時間を要する。そのため、第四四半期に入ってAV出演被害防止救済法が施行した後でも、AV業界のルールに従って制作しているといわれるAV出演被害の相談も複数寄せられるようになった。

海外から配信されるAV出演被害では、多くの事業者が1カ月・4カ月ルールを無視し、契約・撮影を同日に行い、4カ月待たず販売を行っている。契約書の説明も十分ではなく、契約書の控えも渡すことなく撮影に至るなどの実態があることを把握できた。モデルとしてスカウトされた高校生が撮影現場に行くとAVの撮影現場である事が判明し、その場で出演を強いられるなどの実態も把握している。2022年4月からの成人年齢の引き下げに伴い、スカウトが声を掛ける対象者が低年齢化していることがうかがえた。

現在、警察庁と連携して、警視庁・各都道府県警と共に刑事事件化を進めている。被害者が安心して話せる環境を整えるために担当の警察官にヒアリング手法のアドバイスを適宜行った。海外の弁護士とも連携する方法を模索していきたい。

## 広報活動

「性的搾取に終止符を打つ」という当団体のミッションの実現に向けて、広報・啓発事業は以下の5点の活動を行った。

## ①情報発信

- ・ HP の更新、SNS 運用、報告書作成、啓発カード作成など
- ・ 相談受付用 LP を作成
- ・ 「意に反して拡散した性的画像の削除要請事業」報告会の開催
- ・ 関係団体との交流、意見交換

## ②マスコミ対応

AV 出演被害防止救済法制定に関連して数多くの取材（確認できるだけでも 40 件以上）を受けた。第 3 四半期以降は、デジタル性暴力・グルーミングに関連する取材が多くを占めた。メディア向けの記者レクチャーなども活用し情報発信に努めた。

## ④誹謗中傷・活動妨害への対処、警察への相談等

AV 出演被害防止救済法の施行後、当団体や当団体のスタッフに対して誹謗中傷、虚偽、不確かなの情報や憶測に基づく非難、嫌がらせ等が行われており、当団体の活動・運営に支障が生じた。このような誹謗中傷を看過することはできないことから、当団体のスタッフを守るために証拠の保全、弁護士及び警察へ相談の上、厳正に対処した。

## ⑤講師派遣活動

デジタル性暴力・性的搾取にまつわる内容の講演を学生、教職員・保護者向けに計 34 回以上行った。スマートフォンの加速度的な普及に伴い、子どもたちを取り巻くネット環境は劇的に進化した。これまでとは異なる性暴力被害が起きており、被害者も低年齢化している。被害予防にとらわれず、最新の加害傾向や、加害予防教育・バウンダリー教育の重要性について説明し、普及に努めた。

## 削除要請活動

---

現在、性的な画像記録が拡散された方たちの被害及び名誉回復の手段として、インターネット上に拡散した動画及び画像等の削除要請を行う必要があります。現行の制度では被害者自身が当該画像等を探し出して、関係機関やプロバイダに削除要請する必要がありますが、相談者が自らネット検索して、これらの画像や動画を探し出すことは、自身の性的画像だけではなく、他の性的画像を見なければならないことにより、二次被害を受けることから、当団体では相談者に代わ

って意に反して拡散した性的画像や映像の削除要請活動をしている。

2022年度の削除要請件数は16,491件、内訳は「全て削除及び一部削除」が9,919件で60.1%「キャッシュ削除」2,205件、現存は6,114件で37%、その他は441件だった。AV被害防止救済法が6月23日より施行に伴い、削除要請をする文章を見直した。その影響もあってか日本のサイトが削除に応じることが増え、これまで応じなかったブログ運営事業者も対応するようになった。多くのアダルト動画サイトでは、動画データは別のストリーミングサーバーやクラウドストレージサービスに投稿されている。そのため、動画データが置かれているプロバイダに対して削除要請を行うことで、削除要請に応じないサイトであっても動画が再生できないようにして相談者の主訴の実現に繋げてきた。スタッフ間での情報共有の強化も務めた。削除要請方法の効率化・削除要請するスタッフの負担軽減の観点からAI（顔認識・畳み込みニューラルネットワーク）がアダルト動画投稿プラットフォームを定期的に巡回するなどして被害者の肖像を自動的に探すシステムを開発した。

## アウトリーチ活動

---

アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスを指す。当団体では、性的搾取やデジタル性暴力にあいやすい若年女性等に対してアウトリーチを行ってきた。

### 路上アウトリーチ

東京都内の繁華街において週2回のアウトリーチを実施した。対象者の声掛けは4281名であった。アウトリーチ活動を開始して1年を超え、繁華街で過ごし性を売らざる得ない女性との信頼関係を構築できつつある。経済状況、精神や身体の状態、仕事、対人トラブルなどの悩みを打ちあけてくれることも多くなった。国民健康保険に加入していない方も多いが、多くが性病や感染症のリスクを抱えていた。医療を必要とする方は適切な機関に繋ぎ「自分がどうしたいのか」「なぜそう思うか」を軸に根気強く寄り添い必要に応じて相談支援に繋げた。特に、大雨や雪など天候の悪い日こそ支援を必要とする女性が多いことを把握している。大雨や雪の日も、可能な限りアウトリーチを続けてきたが、天候の悪い日ほどトラブルが発生しやすいという傾向もあった。行政から鉄道会社に働きかけてもらい駅構内でAV出演・性風俗関連特殊営業に関わるスカウト行為が行われていることを構内放送で啓発してもらったなどした。複数の企業から物品

寄付をしていただいた。寄付品を配布物に添付しアウトリーチで若年女性と接点をもつきっかけづくりに努めていく。

## オンラインアウトリーチ

Twitter で 2952 回、ヤフー知恵袋で 171 回、その他の SNS などでも行った。ヤフー知恵袋では、特に、「性的な画像や写真を送ってしまった」という相談の投稿が多く見られ、スマートフォンなど手軽に利用できるものを逆手に取られた被害の多さが浮き彫りとなった。また、最近は経済的な困難からか、「チャットレディ」などの性風俗に関わる相談や、「夜の仕事を辞めたいが、辞めさせてもらえない」という内容の相談も多い。

なお、当然のことながら匿名での相談がほとんどであるため、基本的に回答としてはばっぷすの相談窓口を案内し、そこから連絡を受けて個別の支援に繋がられるよう工夫している。Twitter では、主に「パパ活」、家出、風俗関連の投稿を行っている女性や、下着や動画の売り子などを対象に個別にメッセージを送り、相談できる窓口があることを案内している。

AV 出演被害防止救済法の施行以降は AV 出演のマスコミやネット上での言及が増えたことから、過去の被害について語るアカウントや、今後の AV 出演について迷っているようなアカウントも見られるようになった。そのようなアカウントを見つけた際にはできる限り接触し、かかるリスクの説明・被害を受けたときの相談先があることを伝えるようにした。他方で、SNS 上での誹謗中傷やデマの拡散をはじめとした妨害行為により活動に支障が出たために、一時的に休止せざるを得なくなった時期もあった。なお、休止した期間には、効果的なオンラインアウトリーチを行うことができるよう、今までの成果の分析と活動の振り返ったほか、SNS での性的搾取に関する調査を行った。

なお、オンラインアウトリーチの実施に当たっては、ランディングページ上の分析ツールを利用して成果を分析しながら、常により効果的なアプローチ方法を模索していく。

## 居場所支援（夜の居場所）

---

当団体では、夜間の路上アウトリーチ活動を通じて、若年女性安心できる一時的な居場所の必要性を痛感したことから、2022 年 7 月から赤い羽根共同募金の「居場所を失った人への緊急活動応援助成」を受け、東京都内のとある繁華街で、若年女性の夜の街の居場所を提供することにした。

ここでは、シャワーが浴びられ、ご飯が用意され、くつろげるスペースを整備し、①路上で声掛けした方に困りごとがあったときに相談するスペースとして、②繁華街に集まり性を売らざるを得ない若年女性たちが安心できるスペースとして活用している。居場所拠点を通じて、利用者の体の調子や悩みを傾聴、一時的な宿所の提供、医療機関への同行、関係機関への紹介をしている。

2022年11月以降、訪日外国人観光客の増加から、東京都内の繁華街のシティホテルのシングル価格が高騰した。アウトリーチ中に、繁華街でその日暮らしをしている若年女性に声をかけたところ「このまま野宿したら凍死するかもしれない」と本人たちの差し迫った状況を知り12月15日～3月27日までのあいだ一時的に居場所拠点において宿泊提供をした。当初は2名の利用であったが、深夜に繁華街の路上にいるなど、宿所がなく、なんらかの困難を抱えていると見られる若年女性に対応した。3月末には毎日9人～10人が宿泊する日もあった。宿泊利用者の多くは、これまで児童相談所・公的機関に繋がるも、本人の求める支援や安心感を得ることができない経験をしてきた。そして、繁華街にたどり着き、さまざまな危険と隣り合わせとなる場所で生活をしていることがわかった。

利用者へのヒアリングでは、宿泊者全員が「死にたい」という気持ちを有しており、体のいたるところに自傷行為の跡がある方も複数いた。10代の利用者によれば、自宅が安心と安全な居場所ではない、義父からの性的虐待、ネグレクト(家出公認)、教育虐待などでどうしても死にたい気持ちが消えない気持ちを抱えた同じ境遇の方たちが、SNSの情報を通じて都会の繁華街に集まる現状があった。これまで何度か児童相談所で一時保護された経験があるが、集団行動やスマートフォンが使えないことに苦痛を感じ、行き場のない夜の繁華街をさまよっていたと述べた。

彼女らは、これまで不良行為少年として街頭補導など排除の対象になってきた方たちでもあった。この地域では、窃盗集団、特殊詐欺、違法なメンバーの勧誘、性暴力被害などに巻きこまれる危険性が高いことがわかった。買春の相手方にならなければ今の生活の維持ができないという思いに囚われている若年女性もいた。

## 政策提言活動

2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げにより、18・19歳の方取り消し権を行使できない問題に直面した。当団体では、2022年3月から本格的に政策提



言活動を行い、3月23日に院内集会「高校生AV出演解禁を止めてください」を開催し、メディアを通じて広く取り上げられた。4月19日の衆議院本会議において、XXXXXXXXXXはAV被害について「性的搾取は決して許してはならない」発言をしてから、立法府を挙げてスピード感をもって対応が行われた。しかし、5月9日の与野党民間団体ヒアリングでだされた法案は、性行為の撮影を合法化の懸念、任意解除期間が短いなど、多くのご批判やご意見が寄せられた。国会内では連日連夜、法案の修正のために協議し、表現の工夫を繰り返し、民間団体の要望を法文に反映させるべく努力が行われ、6月23日にAV出演被害防止救済法が施行した。

制定に伴い当団体内部で意見が分かれ、緊急理事会・総会を開催し、過半数の賛成を得て推進することになった。しかし、反対の意見を持った副理事長2名が後日辞任することになった。性行為の撮影を合法化の懸念について、立法府によれば、民法上の基本原則では「契約自由の原則」があり、公序良俗に反しない契約は「有効」とされ、当事者の自由な選択の結果であるかぎり国は契約に介入すべきではないという理念がある。AV業界では、この原則を隠れ蓑にして慣例的にひどい人権侵害をし続けてきた歴史があった。性交の契約は有効であったものが、本法施行により、これらが、無効・取消・解除の対象となることは大きな前進であると考え。特に、公表の期間も契約書で明示され、たとえ公表後1年間（激変緩和により法施行2年間は公表後2年間）は契約の解除ができるようになり、解除後に販売停止もできるようになった。相談支援活動でも触れたように、被害救済のための有効なツールとなった。

当団体では、2021年11月29日に法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、

- 1、SNSを使ったグルーミング加害の手口からグルーミングの加害手口
- 2、性的な盗撮被害の手口
- 3、意に反した性的画像記録の撮影する手口

について解説し、加害者の処罰化と被害救済の必要性について訴えた。当団体だけではなく、他の被害者支援団体等からの意見や要望を受け入れた結果、2022年10月25日の法制審議会において、グルーミング罪・同意のない性的撮影罪について試案が出された。その後は、当団体も所属する刑法改正市民プロジェクトにおいて、性犯罪に適切に対処するため、そして性暴力被害当事者の実態に即したものにするための修正が行われた。今後成立予定である。

2 事業の実施に関する事項  
 (1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(円)
AVや性産業に取り込まれた人などへの相談支援事業	1. 相談支援事業(性的搾取・デジタル性暴力)	365日24時間対応	相談者が相談しやすい場所・弁護士事務所等	常勤5名・非常勤6名・フリーランス6名	性的搾取・デジタル性被害を受けている方	約1700人	21,000,000
	4 自立支援(主訴の解決・孤独・依存からの回復)	通年					
	2 性的画像記録の削除要請事業	通年	--	常勤1名 非常勤3名	当団体に相談を寄せられた方	約16000件	9,000,000
	3 性的画像記録の削除要請システム開発事業	通年	--	非常勤1名			1,800,000
人権侵害や性暴力にありやすい知的等障害を持った人への支援事業	性暴力や性犯罪に巻き込まれやすい障害を持った人へのアプローチや支援を行う	随時	夜間路上・オンラインによるアウトリーチ活動	常勤2人・非常勤6人	生きづらさを抱えた若年女性。生活困窮者	約7200人	15,000,000
	居場所支援	随時	東京都内	常勤1名・非常勤3名		約50人	4,500,000
研修会やシンポジウム開催による社会啓発事業	1. 性被害の現状や課題を伝える・政策提言	随時	メディア対応は随時	3人	性被害にまつわる	--	2,000,000
	2. 出前講座の実施	随時	は随時招聘があった毎	常勤3人		約1000人	
	3. 性的搾取を無くすための加害予防教育に関するイベント	随時	ZOOM	4人		約100人	

実践を踏まえた調査・研究事業	相談事業等から見えてきた新たな問題を理論的活動として実践していく	--	当団体事務所等	6人	人権侵害に関心のある人	--	300,000
	活動報告書の作成			--		--	0
	削除要請事業報告書の作成	--		5人		約2000人	240,000
特定非営利活動に係る事業計							65,840,000

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(円)
出版物等の書籍・物品販売事業	当団体や当団体の社員が関わって出版した書籍やシンポジウムの報告書等の販売	随時	イベント会場等	0	性的搾取の問題に関心のある方		0
ネット・メディアによる広報活動	メルマガ配信	毎月	当団体事務所等	4人	国内外	不特定多数	0
	ツイッター配信	随時					
	フェイスブック配	随時					
	インスタグラム配	随時					
	多言語配信	随時					
	Google検索結果	随時					
(2) その他の事業計							0
(1) + (2) 総計							65,840,000

以上

令和4年度活動計算書

特定非営利活動法人 ぱっぷす

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		123,000		0	123,000
正会員受取会費	123,000				
賛助会員受取会費	0				
2 受取寄附金		21,198,198		0	21,198,198
受取寄附金	21,198,198				
3 受取助成金等		58,584,000		0	58,584,000
受取民間助成金	58,584,000				
4 事業収益		2,193,497		0	2,193,497
自主事業収益(講師派遣等)	2,163,057				
書籍販売	30,440				
5 その他の収益		236,274		0	236,274
受取利息	19				
雑収益	236,255				
<b>経常収益計</b>		<b>82,334,969</b>		<b>0</b>	<b>82,334,969</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		41,689,635		0	41,689,635
給料手当	37,282,487				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
法定福利費	3,532,605				
通勤費	838,965				
福利厚生費	35,578				
(2) その他経費		21,752,158		0	21,752,158
扶助費	475,347				
食糧費	763,816				
設備費	350,000				
業務委託費	5,741,905				
謝金	421,150				
印刷製本費	115,689				
会議費	248,317				
旅費交通費	1,026,696				
通信運搬費	972,897				
消耗品費	4,167,425				
水道光熱費	1,140,550				
地代家賃	4,317,600				
減価償却費	907,400				
保険料	10,000				
租税公課	20,000				
研修費	16,500				
支払手数料	774,786				
新聞図書費	16,292				
広告宣伝費	162,958				
雑費	102,830				
<b>事業費計</b>		<b>63,441,793</b>		<b>0</b>	<b>63,441,793</b>
2 管理費					
(1) 人件費		1,867,870		0	1,867,870
役員報酬	0				
給料手当	1,794,750				
福利厚生費	9,550				
通勤費	63,570				
(2) その他経費		534,851		0	534,851
業務委託費	165,000				
旅費交通費	5,272				
通信運搬費	84,250				
消耗品費	72,747				
地代家賃	180,000				
租税公課	202				
支払手数料	25,202				
広告宣伝費	2,178				
雑費	0				
<b>管理費計</b>		<b>2,402,721</b>		<b>0</b>	<b>2,402,721</b>
<b>経常費用計</b>		<b>65,844,514</b>		<b>0</b>	<b>65,844,514</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>16,490,455</b>		<b>0</b>	<b>16,490,455</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
		0			
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
		0			
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>					
		0			
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>16,490,455</b>		<b>0</b>	<b>16,490,455</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					11,033,585
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>27,454,040</b>

## 令和4年度 貸借対照表

特定非営利活動法人 ぱっぷす  
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】</b>	<b>資産の部</b>		
1	<b>流動資産</b>		
	現金預金	89,905	
	ゆうちょ銀行（法人）	26,373,246	
	ゆうちょ銀行（メイン）	399,627	
	ゆうちょ銀行（振替）	2,025,497	
	ゆうちょ銀行（WAM）	6,491	
	みずほ銀行	1,648	
	三菱UFJ銀行	71,766	
	前払費用	129,800	
	未収収益	0	
	未収入金	0	
	仮払金	1,249,690	
	<b>流動資産合計・・・①</b>		<b>30,347,670</b>
2	<b>固定資産</b>		
	(1) 有形固定資産		
	附属設備	1,954,334	
	(2) 無形固定資産		
	ソフトウェア	1,836,667	
	(3) 投資その他の資産		
	敷金	990,000	
	<b>固定資産合計・・・②</b>		<b>4,781,001</b>
	<b>【A】資産合計 ①+②</b>		<b>35,128,671</b>
<b>【B-1】</b>	<b>負債の部</b>		
1	<b>流動負債</b>		
	役員借入金	40,131	
	未払金（クレジットカード）	1,014,894	
	未払金（その他）	5,413,905	
	預り金（住民税）	0	
	預り金（源泉所得税）	1,135,701	
	未払法人税	70,000	
	<b>流動負債合計・・・③</b>		<b>7,674,631</b>
2	<b>固定負債</b>		
	<b>固定負債合計・・・④</b>		<b>0</b>
	<b>負債合計 ③+④</b>		<b>7,674,631</b>
<b>【B-2】</b>	<b>正味財産の部</b>		
	前期繰越正味財産額		11,033,585
	当期正味財産増減額		16,420,455
	<b>正味財産合計</b>		<b>27,454,040</b>
<b>【B】</b>	<b>負債及び正味財産合計 【B-1】 + 【B-2】</b>		<b>35,128,671</b>

令和4年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人 ぱっぷす

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月2日最終改正  
NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし

(2) 引当金の計上基準  
該当なし

(3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 令和4年度 財産目録

特定非営利活動法人 ぱっぷす

(単位:円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】</b>	<b>資産の部</b>			
1	流動資産			
	現金預金			
	手元現金	89,905		
	ゆうちょ銀行(法人)	26,373,246		
	ゆうちょ銀行(メイン)	399,627		
	ゆうちょ銀行(振替)	2,025,497		
	ゆうちょ銀行(WAM)	6,491		
	みずほ銀行	1,648		
	三菱UFJ銀行	71,766		
			28,968,180	
	未収金			
	前払費用	129,800		
	仮払金	1,249,690		
			1,379,490	
	棚卸資産			
				0
	<b>流動資産合計・・・①</b>			<b>30,347,670</b>
2	固定資産			
	(1)有形固定資産			
	車両運搬具			
				0
	什器備品			
	付属設備等	1,954,334		
			1,954,334	
	(2)無形固定資産			
	ソフトウェア			
	性的画像記録の削除要請システム	1,836,667		
			1,836,667	
	借地権			
				0
	(3)投資その他の資産			
	敷金			
	事務所	990,000		
			990,000	
	長期貸付金			
				0
	<b>固定資産合計・・・②</b>			<b>4,781,001</b>
	<b>【A】資産合計 ①+②</b>			<b>35,128,671</b>
<b>【B-1】</b>	<b>負債の部</b>			
1	流動負債			
	未払金			
	役員借入金	40,131		
	クレジットカード	1,014,894		
	法人税	70,000		
	諸口	5,413,905		
			6,538,930	
	預り金			
	源泉所得税	1,135,701		
			1,135,701	
	前受金			
	受取民間助成金			
				0
	<b>流動負債合計・・・③</b>			<b>7,674,631</b>
2	固定負債			
	長期借入金			
				0
	退職給付引当金			
				0
	<b>固定負債合計・・・④</b>			<b>0</b>
	<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>			<b>7,674,631</b>
	<b>【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】</b>			<b>27,454,040</b>

# 令和4年度 年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人 ぱっぷす

## 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

## 2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ)		前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名			
1	○理事・監事	(カナジリカズナ)	金尻 カズナ	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
2	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
3	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
4	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
5	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
6	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
7	○理事・監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
8	理事・○監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
9	理事 ○監事			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日



# 社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

令和5年4月30日現在

特定非営利活動法人 ぱっぷす

		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		